# 令和2年度第2回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年5月20日(水)午前9時30分~午前10時15分
- 2 場 所 小郡総合支所 3階 第5会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員23名中13名:推進委員0名) 荒瀨 澄枝、伊藤 良雄、小野 基之、片山 濶之、賀屋 忠之、 神田 一夫、田戸 洋志、原田 雅恵、原田 好子、藤原 敏郎、 山根 伊都子、山根 良男、吉冨 崇子
  - (2) 欠席委員(10名) 上田 正士、海地 博志、河村 吉人、恒冨 竹司、徳田 文雄、 中川 惠美子、中谷 敏明、藤村 守、安田 敏男、安野 正純
  - (3) 事務局 徳本参事・竹中主任主事・瀬耒
  - (4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名
  - (2) 議案審議
  - (3) その他連絡事項

皆様、おはようございます。

これより令和2年度第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、23名中、出席13名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

吉冨 崇子 委員 及び 荒瀬 澄枝 委員 にお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。 農地法第3条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第3条は、議案1ページから11ページ、参考位置図1ページから18ページになります。

議案のとおり、中央地区3件、川東地区7件、川西地区3件、徳地地区3件、阿東地区1件で、合わせて17件の議案がございます。

申請人は、議案第2号、議案第15号につきましては、市内に居住する会社役員です。その他の議案につきましては、市内に居住し、専業又は兼業にて農業を営む者です。

議案第2号につきましては農業後継者として、議案第15号につきましては自宅に近い申請地を取得し、農業経営に参入するものです。議案第6号、議案第10号につきましては、利用権を設定して耕作している農地を取得し、農業経営の安定を図るものです。その他の議案につきましては、申請地を取得し、農業経営の拡大もしくは安定を図るものです。

取得後の経営面積が50アールに満たないものにつきましては、山口市が 定めた別段面積30アールに達しており、いずれも農地法第3条第2項の各 号には該当せず、許可要件を満たしております。

なお、譲受人が自己所有農地を貸し付けているものにつきましては、いずれも地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

以上で農地法第3条に係る議案の説明を終了します。 御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで 補足説明がありましたらよろしくお願いします。

なお、議案第12号、議案第13号につきましては、A委員が利害関係人に当たりますので、他の議案と切り離して、最初に議案第12号、議案第13号の審議を行います。

恐れ入りますが、A委員におかれましては、議案第12号、議案第13号の審議の際は、採決終了まで御退席をお願いします。

(事務局の誘導によりA委員退席)

議長

それでは、議案第12号、議案第13号の議案審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

B委員

事務局

事務局より回答します。議案の●●●●●●、●が正しいです。位置図についてはすみませんが修正をお願いします。

B委員

ありがとうございました。

議長

それでは議案第12号、議案第13号の議案審議を終わります。

採決に入ります。議案第12号、議案第13号について、許可とすること に賛成の方の挙手を求めます。

## 【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、議案第12号、議案第13号については、「許可」といたします。

それでは、以後の議案につきましては、A委員の審議参加を認めます。 A委員の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導によりA委員入場)

それでは、議案第12号、議案第13号を除く農地法第3条に係る議案について、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

C委員

議案第2号、第15号の新しく農業を始められるという方ですが、吉敷と 徳地になっていますが、徳地の方は家屋が大変近くにあるようですが、実際 どういうことをされるのでしょうか。吉敷については、身内でないかとは思 うのですが、そこらへんの説明をいただきたいと思うのですが。

D委員

吉敷について説明します。譲受人と譲渡人は親子らしいです。元々吉敷の出身で、農機具はいとこが持っている機械を借りてやるそうです。私も気になって見に行きましたが、間違いなくやるということで、周りの田は草が生えていますが、ここの田だけはきれいに耕されています。近所の人に聞きましても、週に2~3回来てきちんとやっておられるということです。土地転がしについても考えて目を入れて見ましたが、車も入らないところです。軽四がやっとくらいで、現地は歩いて行かないといけないようなところですので、そういう心配もないと思います。間違いないと思います。

議長

いいですか。

C委員

はい。

議長

それでは以上で議案第12号、議案第13号を除く農地法第3条に係る議 案審議を終わります。

只今審議しました議案第1号から議案第11号、議案第14号から議案第17号について採決を行います。農地法第3条に係るこれらの議案について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

#### 【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案ついては、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第4条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

農地法第4条は、議案12ページから14ページ、参考位置図19ページ から21ページになります。

議案のとおり、中央地区2件、川東地区1件で、合わせて3件の議案がございます。

申請人は、いずれも市内に居住する者です。

転用目的は、駐車場、貸資材置場、太陽光発電設備となっており、いずれも農地法に定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当であり、許可することができない事由には該当しません。

なお、議案第18号につきましては、平成31年3月に農地法の許可を得ることなく駐車場として転用されたものですが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上で農地法第4条に係る議案の説明を終了します。 御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。

委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで 補足説明がありましたらよろしくお願いします。

E委員

議案第18号、始末書が出ているんですが、田の一部が残っていますよね。 畑か何かで利用されているんでしょうか。

事務局

事務局より説明いたします。一部わずかな農地が残っている形になっていますが、地区協議会でも残った部分だけ農地として残すのは管理の面でも難しいのではないか、同じようなことになるのではないかという話が出まして、申請人にも確認をしましたが、自分が元気なうちはその一部だけでも畑として耕作したいという意向が確認できまして、今現在すでに畝を立てて野菜を植えられております。

E委員

分かりました。

議長

ほかにありませんか。

それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。 採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る全議案について、

一括で採決を行います。農地法第4条に係る議案について、全て「許可」と することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、 山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第5条に係る議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、議案15ページから41ページ、参考位置図22ページから57ページになります。

議案のとおり、北部地区5件、中央地区8件、川東地区5件、川西地区20件、徳地地区2件、阿東地区4件で、合わせて44件の議案がございますが、議案第35号、秋穂二島は取り下げられました。

転用目的は、太陽光発電設備14件、自己用住宅が敷地拡張を含め7件、 共同住宅4件、駐車場が拡張を含め3件、通路・進入路4件、宅地分譲4件、 建売住宅2件、事業所2件、資材置場3件となっており、いずれも農地法に 定められた立地基準・転用の確実性、被害防除措置の妥当性において適当で あり、許可することができない事由には該当しません。

なお、議案第33号、議案第49号、議案第57号につきましては都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

議案第36号、議案第40号、議案第52号、議案第58号、議案第60号につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第30号は一時転用ですので、申請人からは令和2年6月14日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されております。

議案第53号は令和元年8月頃に農地法の許可を得ることなく排水管を埋設し、通路として舗装したものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第55号は令和2年2月頃に農地法の許可を得ることなく資材置場を整備したものですが、川西地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第61号、議案第64号につきましては、開発行為届出の事前協議に時間を要しており、届出に至っておりません。そのため、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があり、また、申請者からは、条件が整い次第開発行為届出を行う旨の連絡を受けておりますので、この事案については、審議保留とします。

以上で農地法第5条に係る議案の説明を終了します。 御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明が終わりましたので、議案審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで 補足説明がありましたらよろしくお願いします。

## 【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。

採決に入ります。只今審議しました農地法第5条に係る議案第21号から 議案第34号、議案第36号から議案第60号、議案第62号及び議案第6 3号について、一括で採決を行います。農地法第5条に係る議案について、 「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案については、 山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、42ページを御覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第65号です。

地区協議会において、決議していただいたとおり、 合計 9.0 筆 1.4.2, 2.0.1 ㎡ でございます。

なお、今月はこのうち3筆9,347㎡の所有権移転申請がございました。 詳細は43ページ記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

## 【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集 積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

## 【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、44ページを御覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第66号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計18筆、33,712㎡でございます。

なお、このうち名田島4筆12,630㎡につきましては、所有者不明農地であり、既に県知事の裁定により中間管理機構に利用権が設定されておりますので、農用地利用集積計画には計上されておりません。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項 の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があれば お願いします。

## 【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

## 【委員举手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、議案第67号、山口市農地利用最適化推進委員の委嘱について審議します。45ページを御覧ください。

事務局より説明をお願いします。

事務局

阿東生雲地域の推進委員に欠員が生じたため、去る、3月26日から4月 15日までの間再募集を行い1名の推薦がございました。

去る5月2日、推進委員候補者評価委員により書面決議による審査を行い、 評価基準を満たしているため、阿東蔵目喜624番地 村上(むらかみ)千 代春(ちよはる)氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

6月1日に委嘱を予定しておりますが、推進委員の委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法律第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので本日総会でお諮りするものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、 各農業委員から意見等があればお願いします。

#### 【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、議案第67号に「異議なし」と する農業委員の挙手を求めます。

## 【委員举手(全員)】

議長

全員挙手と認め、村上推進委員の委嘱は認められました。 なお、令和2年6月1日付けで委嘱を行います。

次に、議案第68号、農地利用最適化推進委員の辞任について、審議を行います。46ページを御覧ください。

このたび、阿東嘉年上1789番地 井上(いのうえ)浩一郎(こういちろう)推進委員より、辞任届が提出されました。

経緯等について事務局より説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっており、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良識にもとづいて判断するとなっております。

井上委員の辞任理由は、このたび農業委員の候補者となり、農業委員会等に関する法律第18条第5項の規定により推進委員と農業委員は兼ねることができないとなっているため推進委員を辞任するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、 各農業委員から意見等があればお願いします。

## 【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、議案第68号に「異議なし」と する農業委員の挙手を求めます。

#### 【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、井上推進委員の辞任は認められました。 なお、令和2年5月31日付けで辞任とさせていただきます。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い します

現況証明は議案 4.7ページから 4.9ページ、参考位置図 5.8ページから 7.8ページになります。

議案のとおり、北部地区2件、中央地区3件、川東地区1件、川西地区3件、徳地地区1件、阿東地区2件の議案がございます。

議案第69号から議案第77号、議案第79号及び議案第80号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第78号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、 各農業委員から意見等があればお願いします。

## 【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、現況証明に係る議案について、 全て「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

#### 【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明については全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出及び通知の一覧表を御覧ください。4月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、記載のとおりです。

報告第3号については、令和元年度第5回総会における審議保留事案です。 一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されて おらず、計画の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請

が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

# 【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、令和2年度第2回山口市農業委員会総会議事録である。

令和2年5月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

職務代理 神田 一夫

署名委員 吉冨 崇子

署名委員 荒瀨 澄枝

記録者 瀬耒 正恵